

報道機関 各位

【新型コロナウイルス感染症関連情報】

12月1日以降の

市公共施設の利用制限等について

令和3年12月1日から、東京都が「レベル1」(※)の状況にある間とする「東京都の基本的対策徹底期間」を受けまして、市では、下記の通り、市公共施設の利用制限等の対応を行います。

なお、引き続き、屋内外を問わず、施設の利用に当たっては、「三つの密」の回避、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止対策を徹底することを要請します。また、これを講じることが難しい場合にあっては、必要に応じて別途制限を設けることも併せて要請します。

※「新たなレベル分類の考え方」(令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言)による。

【対象期間】

12月1日(水)から、都が「レベル1」の状況にある間

【対応方針】

・各公共施設(屋内・屋外)の利用は通常通りとします。ただし、大声(歓声や声援など)が想定される場合については、収容率を50%までとします。また、これを講じることが難しい場合にあっては、必要に応じて別途制限を設けることとします。

※この他、各施設の状況やキャンセル料等の詳細は市ホームページをご覧ください。

ページ名：市公共施設の利用制限およびキャンセル料等について

URL：<https://www.city.higashikurume.lg.jp/1014778/1015260/1014810.html>

東久留米市企画経営室秘書広報課 齊藤 TEL042-470-7712 Fax042-470-7804 E-mail: hishokoho@city.higashikurume.lg.jp
